

【平成 20 年 7 月 31 日修正版】

旭川市立高台小学校 P F I 整備事業に関する契約書案

目 次

第1章 用語の定義.....	1
第1条 (定義)	1
第2章 総則.....	3
第2条 (目的)	3
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	3
第4条 (事業日程)	3
第5条 (本件事業の概要)	3
第6条 (事業者の資金調達)	3
第7条 (事業者)	3
第8条 (関係者協議会)	3
第9条 (本件土地及び旧学校施設用地の使用)	4
第10条 (許認可, 届出等)	4
第3章 本件施設の設計.....	4
第11条 (本件施設の設計)	4
第12条 (設計書類の変更)	5
第13条 (設計書類及び完成書類の著作権等)	5
第14条 (著作権の侵害の防止)	6
第15条 (特許権等の使用)	6
第16条 (設計状況の確認)	6
第4章 本件施設の建設.....	6
第1節 総則.....	6
第17条 (本件施設の建設)	6
第18条 (施工計画書等)	7
第19条 (調査・設計・建設期間中の第三者の使用)	7
第20条 (事業者による工事監理)	8
第21条 (建設用地の管理)	8
第22条 (設計・建設業務に伴う各種調査)	8
第23条 (調査等の第三者への委託)	9
第24条 (本件施設の建設に伴う近隣対策)	9
第2節 市による確認等.....	9
第25条 (事業者による報告, 市による説明要求及び建設現場立会い)	9
第3節 工事の中止等.....	10
第26条 (工事の中止等)	10
第4節 損害等の発生.....	10
第27条 (第三者に生じた損害)	10
第5節 本件施設の工事完成及び引渡し.....	10
第28条 (シックスクール対策の検査)	10
第29条 (事業者による完成検査)	11
第30条 (市による本件施設の完成確認及び完成確認通知の交付)	11
第31条 (事業者による本件施設の維持管理業務体制整備)	11
第32条 (市による本件施設の維持管理業務体制確認)	11
第33条 (事業者による本件施設の引渡し及び市による所有権の取得)	11
第34条 (本件施設の瑕疵担保)	12

第35条	(工期の変更)	12
第36条	(本件引渡日の遅延に伴う費用負担)	12
第5章	本件施設の維持管理	13
第1節	総則	13
第37条	(維持管理業務仕様書, 業務計画書の作成・提出)	13
第38条	(維持管理業務に伴う近隣対応)	13
第39条	(維持管理期間中の第三者の使用)	13
第2節	維持管理業務の実施	14
第40条	(維持管理)	14
第41条	(本件施設の修繕)	14
第42条	(業務従事者名簿の提出等)	14
第3節	市による業務の確認等	14
第43条	(市による説明要求及び立会い)	14
第4節	損害・損傷等の発生	15
第44条	(第三者に生じた損害)	15
第6章	旧学校施設の解体撤去	15
第1節	総則	15
第45条	(旧学校施設の解体撤去)	15
第46条	(解体撤去施工計画書等)	15
第47条	(旧学校施設解体撤去業務期間中の第三者の使用)	16
第48条	(事業者による工事監理)	16
第49条	(解体撤去用地の管理)	16 16
第50条	(解体撤去に伴う各種調査)	17
第51条	(調査等の第三者への委託)	17
第52条	(旧学校施設の解体撤去に伴う近隣対策)	17
第2節	市による確認等	18
第53条	(事業者による報告, 市による説明要求及び現場立会い)	18
第3節	工事の中止等	18
第54条	(工事の中止等)	18
第4節	損害等の発生	19
第55条	(第三者に生じた損害)	19
第5節	旧学校施設の解体撤去完了	19
第56条	(事業者による完成検査)	19
第57条	(市による旧学校施設解体撤去業務の完成確認及び完成確認通知の交付)	19
第58条	(旧学校施設解体撤去業務における瑕疵担保)	19
第59条	(解体撤去工事完了予定日の変更)	20
第60条	(解体撤去工事完了日の遅延に伴う費用負担)	20
第7章	サービス購入費の支払い	20
第61条	(設計・建設業務に対するサービス購入費の支払)	20
第62条	(設計・建設業務に対するサービス購入費の減額支払)	20
第63条	(維持管理業務に対するサービス購入費の支払)	20 20
第64条	(維持管理業務に対するサービス購入費の減額)	21
第65条	(解体撤去業務に対するサービス購入費の支払)	21
第66条	(解体撤去業務に対するサービス購入費の減額支払)	21
第67条	(金利の変動又は物価の変動によるサービス購入費の見直し)	21
第8章	契約期間及び契約の終了	21
第1節	契約期間	21

第68条	(契約期間)	21
第2節	事業者の債務不履行等による契約解除	22
第69条	(事業者の債務不履行等による契約解除)	22
第70条	(本件施設引渡し前の解除)	23
第71条	(本件施設引渡し以後の解除)	23
第72条	(解体撤去工事のみの解除)	24
第3節	市の債務不履行による契約解除	25
第73条	(市の債務不履行による契約解除)	25
第4節	法令変更による契約解除	25
第74条	(法令変更による契約の解除)	25
第5節	不可抗力による契約解除	26
第75条	(不可抗力による契約解除)	26
第6節	事業関係終了に際しての処置	26
第76条	(事業関係終了に際しての処置)	26 26
第77条	(終了手続の負担)	27
第7節	モニタリング及び要求水準未達成に関する手続	27
第78条	(モニタリング及び要求水準未達成に関する手続)	27
第9章	表明・保証及び誓約	27
第79条	(事業者による事実の表明・保証及び誓約)	27
第10章	保証	28
第80条	(契約保証金)	28
第11章	法令変更	29
第81条	(通知の付与及び協議)	29
第82条	(法令変更による増加費用・損害の扱い)	29
第12章	不可抗力	29
第83条	(通知の付与及び協議)	29
第84条	(不可抗力による増加費用・損害の扱い)	29
第85条	(不可抗力による第三者に対する損害の扱い)	29 29
第13章	その他	30
第86条	(公租公課の負担)	30
第87条	(協議)	30
第88条	(融資団との協議)	30
第89条	(第三者割り当て)	30
第90条	(財務書類の提出)	30
第91条	(秘密保持)	30
第14章	雑則	31
第92条	(請求, 通知等の様式その他)	31
第93条	(延滞利息)	31
第94条	(解釈等)	31
第95条	(準拠法)	31 31
第96条	(管轄裁判所)	31 31

別紙

別紙 1	事業概要書
別紙 2.1	設計業務書類
別紙 2.2	基本設計書類
別紙 2.3	実施設計書類
別紙 3	保険等の取扱いについて
別紙 4.1	工事開始前の提出書類
別紙 4.2	施工時提出の工事書類
別紙 4.3	建設期間中の提出書類
別紙 5	完成書類
別紙 6	目的物引渡書
別紙 7.1	解体撤去工事に関わる設計書類
別紙 7.2	解体撤去業務開始前の提出書類
別紙 7.3	解体撤去工事施工時提出の工事書類
別紙 7.4	解体撤去工事期間中の提出書類
別紙 8	解体撤去完成書類
別紙 9	日程表
別紙 10	サービス購入費の支払方法及びサービス購入費の支払額の改定について
別紙 11	モニタリング及びサービス購入費の減額
別紙 12	法令変更による増加費用及び損害の負担
別紙 13	不可抗力による増加費用及び損害の負担割合
別紙 14	出資者誓約書
別紙 15	保証書（本件施設）
別紙 16	保証書（旧学校施設）

事業契約

旭川市（以下、「市」という。）と●●（以下、「事業者」という。）は、旭川市立高台小学校 P F I 整備事業（以下、「本件事業」という。）に関して、施設の整備及び維持管理等に関する契約（以下、「本事業契約」という。）をここに締結する。

第1章 用語の定義

第1条（定義）

本契約において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 「維持管理期間」とは、本件引渡予定日（本件引渡日が本件引渡予定日より後になった場合は、本件引渡日）の翌日から平成37年3月末日までの期間をいう。
- 2 「維持管理業務」とは、本件施設に関する以下の業務をいう。
 - (1) 施設設備等保守管理業務
 - (2) 外構等保守管理業務
 - (3) 環境衛生管理業務（一部清掃業務を含む。）
 - (4) 警備業務
 - (5) 小規模修繕業務
 - (6) その他これらを実施する上で必要な関連業務
- 3 「維持管理業務仕様書」とは、第37条の規定に基づき事業者により作成される書面をいう。
- 4 「解体撤去工事」とは、旧学校施設解体撤去業務のうち、旧学校施設の解体撤去工事をいう。
- 5 「解体撤去工事開始日」とは、平成22年9月1日（本件引渡日が本件引渡予定日より後になった場合は、本件引渡日から30日後の日）をいう。
- 6 「解体撤去工事完了日」とは、旧学校施設解体撤去業務に関し、第57条第4項に基づき、市から完成確認通知書が交付された日をいう。
- 7 「解体撤去工事完了予定日」とは、解体撤去工事開始日から6か月後の日（解体撤去工事開始日が平成22年9月1日の場合には平成23年2月28日）又は本事業契約に従い変更された日をいう。
- 8 「完成書類」とは、本件工事完了時に事業者が作成する別紙5に記載する図書をいう。
- 9 「基本協定書」とは、本件事業に関し市と落札者との間で平成20年●月●日に締結された基本協定書をいう。
- 10 「旧学校施設」とは、本事業契約に基づき事業者が解体及び撤去を行う対象となる高台小学校の旧校舎その他関連する一切の施設をいう。
- 11 「旧学校施設用地」とは、要求水準書において特定された、旧学校施設解体撤去業務を履行する場所をいう。
- 12 「旧学校施設解体撤去期間」とは、解体撤去工事開始日から解体撤去工事完了日までの期間をいう。
- 13 「旧学校施設解体撤去業務」とは、以下に規定する業務をいう。
 - (1) 旧学校施設解体のための調査・設計業務
 - (2) 解体撤去業務
 - (3) 工事監理業務
 - (4) 廃棄物処理業務
 - (5) 近隣対応・対策
 - (6) その他これらを実施する上で必要な関連業務
- 14 「協力企業」とは、本事業契約で事業者が実施すべき業務の一部を事業者から直接受託し又は請け負う者のうち、事業者株主として出資しない者をいう。

- 15 「工期」とは、工事開始日から本件引渡予定日までの期間をいう。
- 16 「工事開始日」とは、本件日程表において指定された本件工事を開始する日をいう。
- 17 「構成企業」とは、落札者を構成する者で、事業者の株主である者をいう。
- 18 「サービス購入費」とは、本事業契約に基づく事業者の債務履行に対し、市が支払う対価をいい、その詳細は別紙10に記載のとおりとする。
- 19 「事業年度」とは、毎年4月1日から始まる1年間をいう。
- 20 「設計・建設業務」とは、本件施設に関する以下の業務をいう。
- (1) 設計業務
 - (2) 建設業務（敷地造成工事及び屋外運動場等整備工事を含む。）
 - (3) 工事監理業務
 - (4) 什器・備品設置業務
 - (5) 市への引渡し及び所有権移転業務
 - (6) 近隣対応・対策
 - (7) 電波障害調査・対策（アナログ放送及び地上デジタル放送）
 - (8) 学校施設整備に伴う各種申請等の業務（開発許可の取得を含む。）
 - (9) その他これらを実施する上で必要な関連業務
- 21 「設計書類」とは、要求水準書に基づき、事業者が作成した別紙2.2記載の基本設計書類及び別紙2.3記載の実設計書類その他の本件施設についての設計に関する図書（第12条に基づく設計書類の変更部分を含む。）をいう。
- 22 「調査・設計・建設期間」とは、平成●年●月●日（事業者の提案による。）から本件引渡日までの期間をいう。
- 23 「提案書類」とは、落札者が入札手続において市に提出した応募提案、市からの質問に対する回答書その他応募者が本事業契約締結までに提出した一切の書類をいう。
- 24 「入札説明書」とは、本件事業に関し平成20年4月30日に公表された入札説明書本編及び添付資料、別添資料、事業契約書（案）（別紙（案）を含む。）及び基本協定書（案）から設計・建設業務要求水準書、維持管理業務要求水準書及び旧学校施設解体撤去業務要求水準書を除いたものをいう。
- 25 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の見込まれる範囲外のもの（設計書類で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。
- 26 「法令」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等を指す。
- 27 「本件工事」とは、設計・建設業務から設計業務を除いたものをいう。
- 28 「本件施設」とは本事業契約及び設計書類に基づき事業者が設計・建設する高台小学校その他関連する一切の施設（事業者によって施設内に設置された什器・備品等を含む。）をいう。
- 29 「本件土地」とは、要求水準書において特定された本件施設の設置及び本件施設の維持管理業務を履行する場所をいう。
- 30 「本件日程表」とは、別紙9に記載された日程表をいう。
- 31 「本件入札に対する質問及び回答書」とは、入札説明書及び要求水準書の公表後に受け付けられた質問及びこれに対して市が平成20年6月18日及び平成20年7月31日に公表した市の回答を記載した書面をいう。
- 32 「本件引渡日」とは、本件工事に関し、第30条第4項に基づき、市から完成確認通知書が交付された日をいう。

- 33 「本件引渡予定日」とは、平成22年7月31日又は本事業契約に従い変更された日をいう。
- 34 「要求水準書」とは、本件事業に関し平成20年4月30日に入札説明書とともに公表された設計・建設業務要求水準書、維持管理業務要求水準書及び旧学校施設解体撤去業務要求水準書をいう。
- 35 「要求水準書等」とは、本事業契約、基本協定書、入札説明書、要求水準書及び提案書類を総称していう。
- 36 「落札者」とは、本件事業の実施に係る入札の方法により選定された企業又は複数の企業で構成されるグループをいう。

第2章 総則

第2条 (目的)

本事業契約は、市及び事業者が相互に協力し、本件事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 1 事業者は、本件施設が春光台地区小学校としての公共性を有することを十分理解し、本件事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。
- 2 市は、本件事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

第4条 (事業日程)

事業者は、本件事業を本件日程表に従って遂行する。

第5条 (本件事業の概要)

- 1 本件事業は、設計・建設業務、維持管理業務及び旧学校施設解体撤去業務、並びにこれらに付随し関連する一切の業務により構成される。
- 2 事業者は、本件事業を、要求水準書等に従って遂行しなければならない。なお、事業者は、設計・建設業務、維持管理業務及び旧学校施設解体撤去業務の概要を、本事業契約締結後速やかに、別紙1として添付する事業概要書において明示し、市に対して提出しなければならない。

第6条 (事業者の資金調達)

- 1 本件事業の実施に関する一切の費用は、本事業契約で特段の規定がある場合を除きすべて事業者が負担する。本件事業に関する事業者の資金調達はすべて事業者の責任において行う。
- 2 事業者は、本件事業に関連する資金調達に対して、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第16条に規定された国による財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力しなければならない。

第7条 (事業者)

- 1 事業者は、市の事前の承認なく、本件事業以外の事業を行ってはならない。
- 2 事業者の構成企業及び協力企業の事情に起因する事業悪化については、その原因及び結果の如何を問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 3 事業者は、本件事業の全体を総合的に把握し調整を行う統括責任者を定め、本事業契約締結後速やかに市に届け出る。統括責任者を変更した場合も同様とする。

第8条 (関係者協議会)

市及び事業者は、本件事業に関する協議を行うことを目的とした、市及び事業者により構成される関係者協議会を設置する。

第9条（本件土地及び旧学校施設用地の使用）

- 1 本件事業は、本件土地及び旧学校施設用地において行われるものとし、調査・設計・建設期間中及び旧学校施設解体撤去期間中の本件土地及び旧学校施設用地の管理・使用は、事業者が善良な管理者の注意義務をもって行う。本件土地及び旧学校施設用地は市所有の行政財産であり、事業者は、本事業契約上の義務を履行するために必要な範囲において、本件土地及び旧学校施設用地を無償にて使用することができる。
- 2 市は、工事開始日までに、自らの責任と費用負担において、本件土地上の市営住宅等の撤去及び廃道予定地の敷地内障害物の撤去を完了するものとする。かかる撤去の遅延に起因した責任（事業者に発生した増加費用及び遅延）は市の負担とする。
- 3 本件土地以外に設計・建設業務又は旧学校施設解体撤去業務に要する仮設資材置場等の確保は、事業者の責任及び費用負担において行う。

第10条（許認可、届出等）

- 1 本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者がその責任及び費用負担において取得・維持し、また、必要な一切の届出についても事業者がその責任及び費用負担において提出しなければならない。ただし、市が取得・維持すべき許認可及び市が提出すべき届出はこの限りでない。
- 2 事業者は、前項の許認可等の申請に際しては、市に事前説明及び事後報告を行う。
- 3 市は、事業者からの要請がある場合は、事業者による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 4 事業者は、市からの要請がある場合は、市による許認可の取得、届出及びその維持等に必要資料の提供その他について協力する。
- 5 事業者は、事業者の許認可取得の遅延により増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担する。ただし、不可抗力により遅延した場合は、第12章の規定に従い、市の責めに帰すべき場合は、市が当該増加費用又は当該損害を負担する。

第3章 本件施設の設計

第11条（本件施設の設計）

- 1 事業者は、法令を遵守の上、要求水準書等に従って、自らの責任及び費用負担において本件施設の設計を行う。
- 2 事業者は、本事業契約締結後速やかに、詳細工程表を含む設計計画書を作成し、別紙2.1に記載の書類とともに市に提出して確認を得る。
- 3 事業者は、提案書類及び前項の設計計画書をもとに本件施設の基本設計を開始し、その進捗状況につき市により適時に確認を受けるとともに、本件日程表に基づき、基本設計完了時に別紙2.2の様式による基本設計書類を市に提出する。市は、設計内容を確認し、速やかにその結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を事業者に通知する。
- 4 事業者は、市による基本設計書類の確認後速やかに、本件施設の実施設設計を開始し、かかる実施設設計の進捗状況につき市に適時確認を受けるとともに、本件日程表に基づき、実施設設計完了時に別紙2.3の様式による実施設設計書類及び別紙7.1の様式による解体撤去工事に関わる設計書類を市に提出する。市は、設計内容を確認し、速やかにその結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を事業者に通知する。
- 5 市は、事業者より提示された設計書類が要求水準書等若しくは市と事業者との協議において合意された事項に従っていない、又は提示された設計書類では要求水準書等において要求

される仕様を満たさないと判断する場合、事業者の責任及び費用負担において設計書類を修正することを求めることができる。また、事業者は、市からの指摘により又は自ら設計書類中に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において速やかに設計書類の修正を行い、修正点について市に報告し、その確認を受ける。設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。

- 6 事業者は、本件施設の設計の全部又は一部を第三者（以下「設計受託者」という。）に委託しようとするときは、関連資料を添えて市に対して事前に通知しなければならないが、市の事前の承諾を得た場合に限り、当該設計の全部又は一部を設計受託者に委託することができる。
- 7 設計受託者の使用は、すべて事業者の責任と費用負担において行い、設計受託者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 8 設計受託者に関する事由に起因して本件工事の開始が遅延した場合において、市又は事業者が負担することとなる増加費用及び損害については、すべて事業者が負担する。
- 9 市は、第3項及び第4項の設計書類を事業者から受領し、それを確認したことを理由として、本件施設の設計及び建設の全部又は一部について責任を負担するものではない。
- 10 市は、学校職員その他の本件施設を使用する者と意見交換を行う設計検討会の開催を事業者に対して適時要請することができる。かかる場合、事業者は必要に応じて打ち合わせ資料を作成し、設計内容を説明する。
- 11 市の責めに帰すべき事由（市の指示若しくは請求、本事業契約、入札説明書若しくは要求水準書の不備若しくは市による変更、又は市による設計書類の変更（いずれの場合も事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。））により設計・建設業務にかかる費用が増加する場合又は市若しくは事業者に損害が発生した場合、市が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- 12 事業者の責めに帰すべき事由により設計・建設業務にかかる費用が増加する場合又は市若しくは事業者に損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- 13 法令の変更又は不可抗力により設計・建設業務にかかる費用が増加する場合又は市若しくは事業者に損害が発生する場合は、第11章又は第12章に従う。

第12条（設計書類の変更）

- 1 市は、本件工事開始前及び工事中において必要があると認めるときは、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ事業者の提案の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を通知して、本件施設の設計書類の変更を求めることができる。
- 2 事業者は、設計変更の必要が生じた場合、市の事前の承諾を得た上で、設計書類の変更を行うことができる。事業者は、当該変更により事業者に追加的な費用（設計業務にかかる費用及び直接工事費の他、将来の維持管理費等を含む。）が発生する場合には、事前に市に説明を行う。

第13条（設計書類及び完成書類の著作権等）

- 1 市は、設計書類及び完成書類その他の本件事業に関連して市の要求に基づき作成される一切の書類（以下「設計書類等」という。）並びに本件施設について、市の裁量により無償で利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本事業契約の終了後も存続する。
- 2 前項の設計書類等及び本件施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 3 事業者は、市が設計書類等及び本件施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならないが、自ら又は著作者（市を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又は行使させてはならない。

- (1) 設計書類等、本件施設その他の本件事業において作成された成果物の内容を公表すること。
 - (2) 本件施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、市及び市の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (3) 本件施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 本件施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 事業者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 第2項の著作物にかかる著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
 - (2) 設計書類等、本件施設その他の本件事業において作成された成果物の内容を公表すること。
 - (3) 本件施設に事業者又は著作者の実名又は変名を表示すること。
- 5 事業者は、前項ただし書及び第1号の規定により著作権を第三者に譲渡又は承継させる場合、当該第三者に、第3項に掲げる義務を負わせなければならない。

第14条（著作権の侵害の防止）

- 1 事業者は、その作成する成果物及び関係書類（設計書類等及び本件施設を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを市に対して保証する。
- 2 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。かかる著作権等の侵害に関して、市が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、事業者は、市に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

第15条（特許権等の使用）

事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関して発生する費用の負担を含むが、これらに限られない。）を負わなければならない。

第16条（設計状況の確認）

- 1 市は、本件施設が要求水準書等に基づき設計されていることを確認するために、本件施設の設計状況その他これに関連する事項について、事業者に事前に通知した上で事業者に対してその説明及びこれに関連する書類の提出を求めることができる。
- 2 事業者は、前項に定める市による設計状況の確認の実施につき、市に対して最大限の協力を行い、また設計受託者をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせなければならない。
- 3 市は、前2項に基づき説明、書類の提出等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを事業者に伝え、又は意見を述べるることができる。

第4章 本件施設の建設

第1節 総則

第17条（本件施設の建設）

- 1 事業者は、法令を遵守の上、要求水準書等に従って、自らの責任と費用負担において、本

件日程表の日程に則り本件工事を本件引渡予定日までに完成させ、第33条に基づいて本件施設を市に引渡し、その所有権を市に取得させる。

- 2 本件施設の施工方法その他の本件工事のために必要な一切の手段は、事業者がその責任において定める。
- 3 事業者は、本件施設の調査・設計・建設期間中、自己又は工事請負人等（第19条第4項に定義する。）をして別紙3第1項に定める保険に加入し、保険料を負担する。事業者は、かかる保険の証券又はこれに代わるものとして市が認めたものを本件工事に着手する前に市に提示しなければならない。
- 4 市の責めに帰すべき事由（市の指示若しくは請求、本事業契約、入札説明書若しくは要求水準書の不備若しくは市による変更、又は市による設計書類の変更（いずれの場合も事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。））により設計・建設業務にかかる費用が増加する場合又は市若しくは事業者に損害が発生した場合、市が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- 5 事業者の責めに帰すべき事由により設計・建設業務にかかる費用が増加する場合又は市若しくは事業者に損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。なお、本件工事にあたって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延は、事業者の責めに帰すべき事由とする。
- 6 法令の変更又は不可抗力により設計・建設業務にかかる費用が増加する場合又は市若しくは事業者に損害が発生した場合は、第11章又は第12章に従う。
- 7 事業者は、市が本件土地の隣接地においてさくら公園の造成工事等を行うことを了解し、かかる工事と必要な調整・協力を行うものとする。なお、市から当該工事等を請け負った者の責めに帰すべき事由は、市の責めに帰すべき事由とみなす。

第18条（施工計画書等）

- 1 事業者は、工事開始日までに、詳細工程表を含む施工計画書を作成し、別紙4.1に記載の書類とともに市に提出して確認を得る。なお、別紙4.1記載の書類のうち、各種計画書及び主要資機材一覧表については、工事請負人が工事監理者（第20条第1項に定義する。以下この章において同じ。）に提出して、その承認を受けたものを工事監理者が市に提出・報告する。
- 2 事業者は、前項の施工計画書に従って工事を遂行する。
- 3 事業者は、工事現場に常に工事記録を整備し、市の要求があった際には速やかに開示する。
- 4 事業者は、別紙4.2に規定する書類を本件工事に着手する前に市に提出する。
- 5 事業者は、調査・設計・建設期間中に別紙4.3に規定する書類を当該事項に応じて遅滞なく提出する。ただし、各種計画書及びマニフェストについては、工事請負人が工事監理者に提出して、その承認を受けたものを工事監理者が市に提出・報告する。
- 6 市は、必要と認めた場合には随時、事業者から施工体制台帳（建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項に規定する施工体制台帳をいう。）の提出及び施工体制にかかる事項についての報告を求めることができる。

第19条（調査・設計・建設期間中の第三者の使用）

- 1 事業者は、本件工事の全部又は一部を第三者（以下「工事請負人」という。）に請け負わせようとするときは、関連資料を添えて市に対して事前に通知しなければならない。市の事前の承諾を得た場合に限り、本件工事の全部又は一部を工事請負人に請け負わせることができる。
- 2 前項に基づき、本件工事の全部又は一部を請け負った工事請負人がさらにその本件工事の一部をその他の第三者に請け負わせる場合（当該第三者がさらに他の第三者に本件工事の施工の一部を請け負わせる場合を含み、以下、このようにして工事請負人から直接又は第三者

を介して本件工事の一部を請け負った者を「工事下請人」という。)は、事業者は市に対して事前にその旨を通知しなければならない。なお、事業者は、工事請負人をして、本件工事の全部又は主たる部分を一括して工事下請人に請け負わせてはならない。

- 3 事業者は、前2項に基づき本件工事を工事請負人又は工事下請人に行わせる場合は、前2項に定める手続に加え、あらかじめ、施工体系図(建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7第4項に規定する施工体系図をいう。)を市に提出しなければならない。また、施工体系図に記載すべき内容に変更があった場合にも、その都度、かかる変更に応じた施工体系図を市に対して提出しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に基づく、工事請負人及び工事下請人(以下「工事請負人等」という。)の使用は、すべて事業者の責任において行い、工事請負人等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 工事請負人等に関する事由に起因して本件工事が遅延した場合において、市又は事業者につき生じた増加費用及び損害については、すべて事業者が負担する。

第20条 (事業者による工事監理)

- 1 事業者は、自己の責任及び費用負担で常駐の工事監理者(以下「工事監理者」という。)を設置し、工事監理業務(民間(旧四会)連合協定・建築管理業務委託書に示される業務を内容とする。)を行う。事業者は、工事開始日までに市に対して工事監理者の名前又は名称(経歴及び資格を含む。)を通知する。
- 2 工事監理者は、事業者を通じて、市に対して、本件工事につき工事監理の状況を毎月報告し、市の要請があったときには、随時報告を行う。
- 3 工事監理者の設置は、すべて事業者の責任と費用負担において行い、工事監理者の設置及びその活動により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果の如何を問わず、事業者がこれを負担する。
- 4 工事監理者に関する事由に起因して本件工事が遅延した場合において、市又は事業者につき生じた増加費用及び損害については、すべて事業者が負担する。

第21条 (建設用地の管理)

事業者は、事業者の責任及び費用負担において本件工事の現場における安全管理及び警備等を行う。本件工事に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合、当該増加費用は事業者が負担する。ただし、不可抗力により追加の費用が発生した場合は、第12章の規定に従う。

第22条 (設計・建設業務に伴う各種調査)

- 1 事業者は、設計・建設業務に必要な地盤調査、敷地測量調査、電波障害調査その他の調査は、すでに市が行ったものを除き、自己の責任及び費用負担により行う。また、事業者はかかる調査等を行う場合、調査の日時及び概要を市に事前に連絡し、かつ、当該調査を終了したときは当該調査にかかる報告書を作成し、市に提出してその確認を受けなければならない。
- 2 事業者は、前項に定める調査又は業務を実施した結果、市が本件事業の入札手続において提供した本件土地に関する参考資料の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知し、その確認を求めなければならない。この場合において、市及び事業者は、その対応につき協議する。なお、市は、当該提出した本件土地に関する参考資料の誤謬、欠落その他の不備に起因して事業者に発生した損害又は増加費用については責任を負担する。
- 3 事業者は、本件土地に起因して発生する増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止あるいは低減するよう最大限の努力をしなければならない。第1項に規定する調査及びその結果を記載した報告書に不備、誤謬等がある場合、事業者は、当該不備、誤謬等に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害(再調査費の負担を含

む。)を負担する。

- 4 本件土地に関する障害については、工事に大きな支障を与えるものであり、かつ、市が公表又は事業者が開示した資料から合理的に予見できないものであった場合は、市及び事業者の間で対応について協議する。事業者は、上記に該当しない障害に起因して発生する増加費用及び損害を負担する。なお、事業者が合理的に予見できなかった、かつ工事に大きな支障を与える障害に起因して発生する増加費用及び損害は市が負担する。
- 5 市は、必要と認めた場合には随時、事業者から本条に規定される調査にかかる事項について報告を求めることができる。

第23条（調査等の第三者への委託）

- 1 事業者は、前条の調査に着手する日より合理的期間前までに、市に対してその旨を申し出た上で、当該調査の全部又は一部を第三者（以下「調査受託者」という。）に委託することができる。
- 2 前項に基づく、調査受託者の使用は、すべて事業者の責任及び費用負担において行い、受託者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 3 調査受託に関する事由に起因して本件工事が遅延した場合において、市又は事業者につき生じた増加費用及び損害については、すべて事業者が負担する。

第24条（本件施設の建設に伴う近隣対策）

- 1 事業者は、本件工事に先立って、自己の責任及び費用負担において、周辺住民に対して工事実施計画（第4条及び第5条に定める事項及び内容並びに施設の配置、施工時期及び施工方法等の計画を記載したものをいう。以下同じ。）につき説明を行い、了解を得よう努めなければならない。市は、必要と認める場合には、事業者が行う説明に協力する。
- 2 事業者は、自己の責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、交通障害その他の本件工事が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、事業者は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 事業者は、市の事前の承諾を得ない限り、近隣対策の不調を理由として事業計画の変更をすることはできない。この場合、市は、事業計画を変更しない限り、さらなる調整によっても近隣住民の了解が得られないことを事業者が明らかにした場合に限り、事業計画の変更を承諾する。
- 4 近隣対策の結果、本件工事の完成の遅延が見込まれる場合には、市及び事業者は協議の上、速やかに、本件引渡予定日を変更することができる。
- 5 近隣対策（苦情処理等を含む。）の結果、事業者に生じた費用（近隣対策の結果本件引渡予定日に変更されたことによる増加費用も含む。）については、事業者が負担する。
- 6 前項の規定にかかわらず、本件施設を設置・維持管理すること自体に直接起因する近隣対策の結果、事業者が生じた費用又は損害については市が負担する。また、本件施設を設置・維持管理すること自体に対する住民反対運動・訴訟等に対する対応は市が行うものとする。

第2節 市による確認等

第25条（事業者による報告、市による説明要求及び建設現場立会い）

- 1 事業者は、工事監理状況を市に毎月報告するほか、市から要請があった場合施工の事前説明及び事後報告を行う。
- 2 市は、事業者又は工事請負人が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、何時でも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。

- 3 市は、本件工事開始前及び本件工事の施工中、随時、事業者に対して質問をし、本件工事について説明を求めることができる。事業者は、市からかかる質問を受領した後速やかに、市に対して回答を行わなければならない。市は、事業者の回答内容が合理的でないと判断した場合、協議を行うことができる。
- 4 前3項に規定する報告、説明、又は立ち会いの結果、建設状況が要求水準書等及び設計書類の内容を逸脱していることが判明した場合、市は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。
- 5 事業者は、建設中において事業者が行う、工事監理者が定める本件施設の検査又は試験について、事前に市に対して通知する。市は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
- 6 市の事業者に対する説明の要求又は市の本件工事への立会いを理由として、市は、本件施設の設計及び建設の全部又は一部について何らの責任を負担しない。
- 7 事業者は、本条に基づく建設状況の確認の実施に際し、市に対して最大限の協力をを行い、また工事請負人等をして市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせる。

第3節 工事の中止等

第26条 (工事の中止等)

- 1 市は、必要と認めた場合には、事業者に対して本件工事の中止の内容及び理由を通知して、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 2 市は、前項により本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、必要と認めたときには、本件引渡予定日若しくは施設整備業務費用相当額(別紙10に規定するサービス購入費をいう。)を変更することができる。また、かかる本件工事の一時中止が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、事業者が生じた本件工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用、又はその他本件工事の一時中止及びその続行に起因した合理的な増加費用若しくは損害額については市がこれを負担する。なお、本件工事の一時中止が法令の変更又は不可抗力に起因する場合には、第11章又は第12章に従う。

第4節 損害等の発生

第27条 (第三者に生じた損害)

- 1 事業者が設計・建設業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、原則として、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。
- 2 事業者が設計・建設業務に関し不可抗力により第三者に損害が発生した場合は、第12章に従う。

第5節 本件施設の工事完成及び引渡し

第28条 (シックスクール対策の検査)

- 1 事業者は、事業者による完成検査に先立って、旭川市公共建築物室内空気汚染対策指針及び関連マニュアルに基づき、本件施設に事業者が設置する什器・備品等を設置した状態で、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、その結果を市に報告する。
- 2 測定値が、厚生労働省が定める指針値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、市の完成確認までには是正措置を講ずる。

第29条（事業者による完成検査）

- 1 事業者は、事業者の責任及び費用負担において本件施設の完成検査及び機器・器具・什器・備品等の試運転検査等を行う。
- 2 事業者は、市に対して、事業者が前項の完成検査及び機器・器具・什器・備品等の試運転検査等を行う14日前までに、当該完成検査を行う旨を通知する。
- 3 市は、事業者が前2項の規定に従い行う完成検査及び機器・器具・什器・備品等の試運転検査等への立会いを求めることができる。ただし、市はかかる立会の実施を理由として何らの責任を負担しない。
- 4 事業者は、第1項の完成検査及び機器・器具・什器・備品等の試運転検査等において、本件施設の仕様が充足されているか否かについて、市が適当と認める方法により検査し、完成検査及び機器・器具・什器・備品等の試運転検査等における市の立ち会いの有無を問わず、その結果を速やかに検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて市に提出する。

第30条（市による本件施設の完成確認及び完成確認通知の交付）

- 1 市は、前条第4項に規定する書類の提出を受けた場合、本件施設が要求水準書等に規定された性能及び仕様を充足し、維持管理業務を実施しうる状態にあることを確認する。
- 2 市は、前項の完成確認の結果、要求水準書等に定められた水準を満たしていない場合、事業者に対して補修若しくは改造を求め、又は改善要求を行うことができる。なお、補修、改造、改善にかかる費用は、事業者が負担する。
- 3 完成確認の方法は、以下のとおりとする。
 - (1) 市は、事業者又は工事請負人等及び工事監理者立会いのもとで、完成確認を実施する。
 - (2) 完成確認は、事業者が整備した施工記録及び設計書類との照合により実施する。
 - (3) 事業者は、前条の試運転等とは別に、機器・備品等の取扱いに関する市への説明を実施する。
- 4 市は、第1項の事項及び本事業契約に従った維持管理業務が可能であることにつき確認し、かつ、事業者が、自己又は維持管理受託者等（第39条第4項で定義する。）をして別紙3第2項に掲げる種類及び内容を有する保険に加入しその保険証書の写しを完成書類とともに市に対して提出した場合、事業者に対して完成確認通知書を遅滞なく交付する。
- 5 事業者は、市の完成確認通知書を受領しなければ、本件施設の維持管理業務を開始することはできない。
- 6 市による完成確認通知書の交付を理由として、市は本件施設の設計及び建設の全部又は一部について責任を負担しない。

第31条（事業者による本件施設の維持管理業務体制整備）

- 1 事業者は、維持管理業務の各開始日までに、本件施設の各業務に必要な人員を確保し、かつ、各業務に必要な訓練、研修等を行う。
- 2 事業者は、前項に規定する研修等を完了し、かつ、要求水準書等に従って本件施設を維持管理することが可能となった段階で、市に対して通知を行う。

第32条（市による本件施設の維持管理業務体制確認）

市は、第30条に基づく完成確認の他に、維持管理業務の各開始日までに、要求水準書等との整合性の確認のため、本件施設の各業務体制の確認を行う。

第33条（事業者による本件施設の引渡し及び市による所有権の取得）

- 1 事業者は、完成確認通知書を受領と同時に、別紙6の様式による目的物引渡書を市に交付し、本件施設の引渡しを行い、本件施設の所有権を市に取得させる。

- 2 本件引渡日が本件引渡予定日より遅延した場合であって、本件施設の一部を市が使用することを求めた場合、事業者は当該本件施設の一部について市の使用を認めなければならない。ただし、かかる市による使用は事業者の本契約に基づく責任を何ら軽減するものではない。また、かかる使用を行う場合、市と事業者は、サービス購入費の支払方法等について協議を行う。

第34条（本件施設の瑕疵担保）

- 1 市は、本件施設又は事業者により本件施設内に設置された機器・備品等に瑕疵があるときは、事業者に対して、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補（備品については交換を含む。以下同じ。）を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、本件引渡日から2年以内に行わなければならない。ただし、事業者が当該瑕疵を知っていたとき、その瑕疵が事業者の故意若しくは重大な過失によるものである場合、又はその瑕疵が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の侵入を防止する部分についてのものである場合には、本件引渡日から10年間、当該請求を行うことができる。
- 3 市は、本件施設が第1項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、前項に定めるほか、その滅失又は毀損を市が知った日から1年以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 4 事業者は、工事請負人を使用する場合、当該工事請負人をして、市に対し本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて連帯保証させるべく、別紙15の様式による保証書を差し入れさせる。

第35条（工期の変更）

- 1 事業者が、事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を市に請求した場合、延長期間を含め市と事業者が協議して決定する。
- 2 市が事業者に対して工期の変更を請求した場合、市と事業者は協議により当該変更の当否を定める。
- 3 前2項に基づき工期を変更する場合においては、市と事業者は協議により工期を定めるものとする。ただし、市と事業者の間において協議が調わない場合、市が合理的な工期を定め、事業者はこれに従わなければならない。

第36条（本件引渡日の遅延に伴う費用負担）

- 1 市の責めに帰すべき事由により、本件引渡日が本件引渡予定日より遅延した場合、市は、当該遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する金額を事業者に対して支払う。
- 2 事業者の責めに帰すべき事由により本件引渡日が本件引渡予定日より遅延した場合、事業者は、本件引渡予定日から本件引渡日までの期間（両端日を含む。）において、別紙10に定める設計・建設業務費用等の総額に本事業契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に定める率を乗じて計算した遅延損害金を支払う。
- 3 法令の変更又は不可抗力により、本件引渡日が本件引渡予定日より遅延した場合には、当該遅延に起因して事業者が生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、第11章又は第12章に従う。

第5章 本件施設の維持管理

第1節 総則

第37条（維持管理業務仕様書、業務計画書の作成・提出）

- 1 事業者は、維持管理業務の開始に先立ち、要求水準書等に基づき維持管理業務仕様書及び業務計画書を、その内容について市と協議の上で作成し、維持管理期間開始の60日前までに、市に提出する。維持管理業務仕様書を変更する場合も同様とする。
- 2 事業者は、維持管理業務の実施にあたっては、第1条第2項に記載される業務区分について、事業年度毎に、当該年度の業務実施工程、業務実施体制、業務分担、業務を行う者が有する資格、緊急時連絡体制等、維持管理業務を適正に実施するために必要な事項を記載した維持管理業務計画書（以下、「業務計画書」という。）を作成の上、初年度においては維持管理期間開始の60日前までに、それ以降は対応する事業年度が開始する日の14日前までに市に対して提出する。
- 3 事業者は、要求水準書等に定められた所要の性能及び機能を保つため、要求水準書等、維持管理業務仕様書並びに業務計画書に従って、第1条第2項に記載の各業務を実施する。

第38条（維持管理業務に伴う近隣対応）

- 1 事業者が行う維持管理業務の結果、住民問題で生じた費用については、原則として事業者が負担する
- 2 本件施設を設置・維持・管理すること自体に対する住民反対運動・訴訟等に対する対応は市がその費用と責任において行うものとする。

第39条（維持管理期間中の第三者の使用）

- 1 事業者は、維持管理業務の全部又は一部を第三者（以下「維持管理受託者」という。）へ委託し又は請け負わせようとするときは、関連資料を添えて市に対して事前に通知しなければならない。市の事前の承諾を得た場合に限り、維持管理業務の全部又は一部を維持管理受託者に委託し、又は請け負わせることができる。
- 2 前項に基づき、維持管理業務の全部又は一部の委託を受けた又は請け負った維持管理受託者がさらに維持管理業務の一部をその他の第三者に委託し又は請け負わせる場合（当該第三者がさらに他の第三者に維持管理業務の一部を委託し又は請け負わせる場合を含み、以下、このようにして維持管理受託者から直接又は第三者を介して維持管理業務の一部を委託された又は請け負った者を「維持管理再受託者」という。）は、事業者は市に対して事前にその旨を通知しなければならない。なお、事業者は、維持管理受託者をして、維持管理業務の全部又は主たる部分を一括して維持管理再受託者に請け負わせてはならない。
- 3 事業者は、前2項に基づき維持管理業務を維持管理受託者又は維持管理再受託者に行わせる場合は、前2項に定める手続に加え、あらかじめ、体制図（維持管理業務にかかるすべての維持管理受託者及び維持管理再受託者の氏名又は名称、それらの者が請け負う業務、及びそれらの者の維持管理業務に関連する契約関係を記載した書面）を市に提出しなければならない。また、体制図に記載すべき内容に変更があった場合にも、その都度、かかる変更に応じた体制図を市に対して提出しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に基づく、維持管理受託者及び維持管理再受託者（以下、総称して「維持管理受託者等」という。）の使用は、すべて事業者の責任において行い、維持管理受託者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 維持管理受託者等に関する事由に起因して維持管理業務に支障が生じた場合において、市又は事業者が負担することとなる増加費用については、すべて事業者が負担する。

第2節 維持管理業務の実施

第40条 (維持管理)

- 1 事業者は、法令を遵守の上、要求水準書等に従って、自らの責任と費用負担において、維持管理期間の開始日以降、維持管理業務を開始し、かつ、維持管理期間中、本件施設の維持管理業務を行う責任を負う。市及び事業者は、本件引渡日までに、維持管理業務に係る要求水準書等の詳細につき別途協議の上合意する。
- 2 市は、要求水準書を変更する場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応について協議を行い、事業者の合意を得る。
- 3 市の責めに帰すべき事由（市の指示若しくは請求、本事業契約、入札説明書、又は要求水準書の不備若しくは市による変更（いずれの場合も事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。））により維持管理費用が増加する場合又は市若しくは事業者に損害が発生した場合、市が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- 4 事業者の責めに帰すべき事由により維持管理費用が増加する場合又は市若しくは事業者に損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- 5 法令の変更又は不可抗力により維持管理業務にかかる費用が増加する場合又は市若しくは事業者に損害（本件施設の損傷も含む。）が発生した場合は、第11章又は第12章に従う。
- 6 市は、維持管理業務の実施にあたり必要な限度において、事業者に対し本件施設を無償で占有及び使用させる。

第41条 (本件施設の修繕)

- 1 要求水準書等に示す機能を維持するために行う修繕（維持管理業務仕様書に定めのない場合も含む。以下同じ。）は、規模にかかわらず維持管理業務に含めることとし、事業者は、本件事業の事業期間中にかかる修繕を行う必要が生じた場合には、事業者の責任と費用負担において行うものとする。
- 2 市の責めに帰すべき事由により本件施設の修繕、更新又は模様替えを行った場合、市はこれに要した一切の費用を負担する。
- 3 事業者が、自己の責任と費用負担において、維持管理業務仕様書に記載のない又は本件施設に重大な影響を及ぼす修繕、更新又は模様替えを行う場合、事前に市に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、市の事前の承諾を得なければならない。

第42条 (業務従事者名簿の提出等)

- 1 事業者は、維持管理期間が開始する日までに、維持管理業務総括責任者を選任する。維持管理業務総括責任者は、維持管理業務を総合的に把握、調整すると共に、学校及び市教育委員会と常に連絡が取れる状態にななければならない。
- 2 事業者は、維持管理業務の実施にあたり、その実施体制及び業務担当者を市に届け出る。
- 3 市は、事業者の業務担当者がその業務を行うに不相当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対し交替を請求することができる。

第3節 市による業務の確認等

第43条 (市による説明要求及び立会い)

- 1 市は、事業者に対し、維持管理期間中、本件施設の維持管理業務について、事業者に事前に通知した上で、事業者に説明を求め、又は本件施設において維持管理状況を自ら立会いの上確認することができる。事業者は、維持管理状況その他についての説明及び市による確認

の実施について市に対して最大限の協力を行わなければならない。

- 2 市は、説明要求及び説明の実施、立会の実施を理由として、本件施設の維持管理業務の全部又は一部について、何らの責任を負うものではない。

第4節 損害・損傷等の発生

第44条（第三者に生じた損害）

- 1 事業者が維持管理業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、原則として、市がその損害を賠償する。ただし、その損害のうち、事業者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、事業者が負担する。
- 2 維持管理業務に関し不可抗力により第三者に損害が発生した場合は、第12章に従う。
- 3 事業者は、第1項及び第2項に定める損害賠償にかかる事業者の負担に備えるために、本件施設の維持管理期間中、自己の責任及び費用負担において、自己又は維持管理受託者等をして別紙3第2項記載の保険に加入し又は加入させる。

第6章 旧学校施設の解体撤去

第1節 総則

第45条（旧学校施設の解体撤去）

- 1 事業者は、法令を遵守の上、要求水準書等に従って、自らの責任と費用負担において、本件日程表の日程に則り旧学校施設解体撤去業務を解体撤去工事完了予定日までに完了する。
- 2 旧学校施設解体撤去業務のために必要な一切の手段は、事業者がその責任において定める。
- 3 市の責めに帰すべき事由（市の指示若しくは請求、本事業契約、入札説明書若しくは要求水準書の不備、市による変更、又は市による旧学校施設の解体のために作成された設計書類の変更（いずれの場合も事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。））により旧学校施設解体撤去業務にかかる費用が増加する場合又は市若しくは事業者に損害が発生した場合、市が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- 4 事業者の責めに帰すべき事由により旧学校施設解体撤去業務にかかる費用が増加する場合又は市若しくは事業者に損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。なお、旧学校解体撤去業務に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延は、事業者の責めとする。
- 5 法令の変更又は不可抗力により建設費用が増加する場合又は市若しくは事業者に損害が発生した場合は、第11章又は第12章に従う。

第46条（解体撤去施工計画書等）

- 1 事業者は、解体撤去工事開始日までに、詳細工程表を含む解体撤去施工計画書を作成し、別紙7.2に記載の書類とともに市に提出して確認を得る。なお、別紙7.2に記載の書類のうち、各種計画書については、解体撤去業務請負人（第47条第1項で定義する。）が解体撤去工事監理者（第48条第1項で定義する。）に提出して、その承認を受けたものを解体撤去工事監理者が市に提出・報告する。
- 2 事業者は、前項の解体撤去施工計画書に従って工事を遂行する。
- 3 事業者は、工事現場に常に工事記録を整備し、市の要求があった際には速やかに開示する。
- 4 事業者は、別紙7.3に規定する書類を解体撤去工事に着手する前に市に提出する。
- 5 事業者は、旧学校施設解体撤去工事期間中に別紙7.4に規定する書類を当該事項に応じた遅滞なく提出する。ただし、各種計画書及びマニフェストについては、事業者が解体撤

去工事監理者に提出して、その承認を受けたものを解体撤去工事監理者が市に提出・報告する。

- 6 市は、必要と認めた場合には随時、事業者から施工体制台帳（建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項に規定する施工体制台帳をいう。）の提出及び施工体制にかかる事項についての報告を求めることができる。

第47条（旧学校施設解体撤去業務期間中の第三者の使用）

- 1 事業者は、旧学校施設解体撤去業務の全部又は一部を第三者（以下「解体撤去業務請負人」という。）に請け負わせようとするときは、関連資料を添えて市に対して事前に通知しなければならない。市の事前の承諾を得た場合に限り、旧学校施設解体撤去業務の全部又は一部を解体撤去業務請負人に請け負わせることができる。
- 2 前項に基づき、旧学校施設解体撤去業務の施工の全部又は一部を請け負った解体撤去業務請負人がさらにその旧学校施設解体撤去業務の一部をその他の第三者に請け負わせる場合（当該第三者がさらに他の第三者に旧学校施設解体撤去業務の一部を請け負わせる場合を含み、以下、このようにして解体撤去業務請負人から直接又は第三者を介して本件解体撤去業務の一部を請け負った者を「解体撤去業務下請人」という。）は、事業者は市に対して事前にその旨を通知しなければならない。なお、事業者は、解体撤去業務請負人をして、旧学校施設解体撤去業務の全部又は主たる部分を一括して解体撤去業務下請人に請け負わせてはならない。
- 3 事業者は、前2項に基づき旧学校施設解体撤去業務を解体撤去業務請負人又は解体撤去業務下請人に行わせる場合は、前2項に定める手続に加え、あらかじめ、施工体系図（建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第4項に規定する施工体系図をいう。）を市に提出しなければならない。また、体系図に記載すべき内容に変更があった場合にも、その都度、かかる変更に応じた体系図を市に対して提出しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に基づく、解体撤去業務請負人及び解体撤去業務下請人（以下「解体撤去業務請負人等」という。）の使用は、すべて事業者の責任において行い、解体撤去業務請負人等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 解体撤去業務請負人等に関する事由に起因して解体撤去工事が遅延した場合において、市又は事業者につき生じた増加費用及び損害については、すべて事業者が負担する。

第48条（事業者による工事監理）

- 1 事業者は、自己の責任及び費用負担で常駐の工事監理者（以下「解体撤去工事監理者」という。）を設置し、工事監理業務（民間（旧四会）連合協定・建築管理業務委託書に示される業務を内容とする。）を行う。事業者は、解体撤去工事開始日までに市に対して解体撤去工事監理者の名前又は名称（経歴及び資格を含む。）を通知する。
- 2 解体撤去工事監理者は、事業者を通じて、市に対して、解体撤去工事につき工事監理の状況を毎月報告し、市の要請があったときには、随時報告を行う。
- 3 解体撤去工事監理者の設置は、すべて事業者の責任と費用負担において行い、解体撤去工事監理者の設置及びその活動により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果の如何を問わず、事業者がこれを負担する。
- 4 解体撤去工事監理者に関する事由に起因して解体撤去工事が遅延した場合において、市又は事業者につき生じた増加費用及び損害については、すべて事業者が負担する。

第49条（解体撤去用地の管理）

事業者は、事業者の責任及び費用負担において解体撤去工事の現場における安全管理及び警備等を行う。解体撤去工事に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追

加の費用が発生した場合、当該増加費用は事業者が負担する。ただし、不可抗力により追加の費用が発生した場合は、第12章の規定に従う。

第50条（解体撤去に伴う各種調査）

- 1 事業者は、解体撤去工事に必要な調査は、すでに市が行ったものを除き、自己の責任及び費用負担により行う。また、事業者はかかる調査等を行う場合、調査の日時及び概要を市に事前に連絡し、かつ、当該調査を終了したときは当該調査にかかる報告書を作成し、市に提出してその確認を受けなければならない。
- 2 事業者は、前項に定める調査又は業務を実施した結果、市が本件事業の入札手続において提供した旧学校施設に関する参考資料の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知し、その確認を求めなければならない。この場合において、市及び事業者は、その対応につき協議する。なお、第4項の場合を除き、市は、当該提出した旧学校施設に関する参考資料の誤謬、欠落その他の不備に起因して事業者が発生した損害又は増加費用については責任を負担する。
- 3 事業者は、旧学校施設に起因して発生する増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止あるいは低減するよう最大限の努力をしなければならない。第1項に規定する調査及びその結果を記載した報告書に不備、誤謬等がある場合、事業者は、当該不備、誤謬等に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担する。
- 4 旧学校施設に関する障害については、工事に大きな支障を与えるものであり、かつ、市が公表又は事業者が開示した資料から合理的に予見できないものであった場合は、市及び事業者の間で対応について協議する。事業者は、上記に該当しない障害に起因して発生する増加費用及び損害を負担する。なお、事業者が合理的に予見できなかった、かつ工事に大きな支障を与える障害に起因して発生する増加費用及び損害は市が負担する。
- 5 市は、必要と認めた場合には随時、事業者から本条に規定される調査にかかる事項について報告を求めることができる。

第51条（調査等の第三者への委託）

- 1 事業者は、前条の調査に着手する日より合理的期間前までに、市に対してその旨を申し出た上で、当該調査の全部又は一部を第三者（以下「調査受託者」という。）に委託することができる。
- 2 前項に基づく、調査受託者の使用は、すべて事業者の責任及び費用負担において行い、受託者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 3 調査受託に関する事由に起因して本件工事が遅延した場合において、市又は事業者につき生じた増加費用及び損害については、すべて事業者が負担する。

第52条（旧学校施設の解体撤去に伴う近隣対策）

- 1 事業者は、解体撤去工事に先立って、自己の責任及び費用負担において、周辺住民に対して工事実施計画（第4条及び第5条に定める事項及び内容並びに施工時期及び施工方法等の計画を記載したものをいう。以下同じ。）につき説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。市は、必要と認める場合には、事業者が行う説明に協力する。
- 2 事業者は、自己の責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、交通障害その他の解体撤去工事が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、事業者は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 事業者は、市の事前の承諾を得ない限り、近隣対策の不調を理由として事業計画の変更を

することはできない。この場合、市は、事業計画を変更しない限り、さらなる調整によっても近隣住民の了解が得られないことを事業者が明らかにした場合に限り、事業計画の変更を承諾する。

- 4 近隣対策の結果、旧学校施設解体撤去業務の完了の遅延が見込まれる場合には、市及び事業者は協議の上、速やかに、解体撤去工事完了予定日を変更することができる。
- 5 近隣対策（苦情処理等を含む。）の結果、事業者が生じた費用（近隣対策の結果解体撤去工事完了予定日が変更されたことによる増加費用も含む。）については、事業者が負担する。
- 6 前項の規定にかかわらず、旧学校施設を解体撤去すること自体に直接起因する近隣対策の結果、事業者が生じた費用又は損害については市が負担する。また、旧学校施設を設置・維持管理すること自体に対する住民反対運動・訴訟等に対する対応は市が行うものとする。

第2節 市による確認等

第53条（事業者による報告、市による説明要求及び現場立会い）

- 1 事業者は、工事監理状況を市に毎月報告するほか、市から要請があった場合施工の事前説明及び事後報告を行う。
- 2 市は、事業者又は解体撤去業務請負人が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、何時でも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。
- 3 市は、解体撤去工事開始前及び解体撤去工事の施工中、随時、事業者に対して質問をし、解体撤去工事について説明を求めることができる。事業者は、市からかかる質問を受領した後速やかに、市に対して回答を行わなければならない。市は、事業者の回答内容が合理的でないと判断した場合、協議を行うことができる。
- 4 前3項に規定する報告、説明、又は立ち会いの結果、工事の状況が要求水準書等及び設計書類の内容を逸脱していることが判明した場合、市は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。
- 5 事業者は、解体撤去工事中において事業者が行う、解体撤去工事監理者が定める解体撤去工事に関連する検査又は試験について、事前に市に対して通知する。市は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
- 6 市の事業者に対する説明の要求又は市の解体撤去工事への立会いを理由として、市は、解体撤去工事の全部又は一部について何らの責任を負担しない。
- 7 事業者は、本条に基づく建設状況の確認の実施に際し、市に対して最大限の協力を行い、また解体撤去業務請負人等をして市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせる。

第3節 工事の中止等

第54条（工事の中止等）

- 1 市は、必要と認めた場合には、事業者に対して解体撤去工事の中止の内容及び理由を通知して、解体撤去工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 2 市は、前項により解体撤去工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、必要と認めたときには、解体撤去工事完了予定日若しくは施設整備業務費用相当額（別紙10に規定するサービス購入費をいう。）を変更することができる。また、かかる解体撤去工事の一時中止が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、事業者が生じた解体撤去工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用、又はその他解体撤去工事の一時中止及びその続行に起因した合理的な増加費用若しくは損害額については市がこれを負担する。なお、解体撤去工事の一時中止が法令の変更又は不可抗力に起因する場合には、第11章又は第12章に従う。

第4節 損害等の発生

第55条（第三者に生じた損害）

- 1 事業者が旧学校施設解体撤去業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、原則として、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。
- 2 旧学校施設解体撤去業務に関し不可抗力により第三者に損害が発生した場合は、第12章に従う。

第5節 旧学校施設の解体撤去完了

第56条（事業者による完成検査）

- 1 事業者は、事業者の責任及び費用負担において旧学校施設解体撤去業務の完成検査を行う。
- 2 事業者は、市に対して、事業者が前項の完成検査を行う14日前までに、当該完成検査を行う旨を通知する。
- 3 市は、事業者が前2項の規定に従い行う完成検査への立会いを求めることができる。ただし、市はかかる立会の実施を理由として何らの責任を負担しない。
- 4 事業者は、第1項の完成検査において、旧学校施設の解体撤去が要求水準書等に従って完了しているか否かについて、市が適当と認める方法により検査し、完成検査における市の立ち会いの有無を問わず、その結果を速やかに検査結果に関する書面の写しを添えて市に提出する。

第57条（市による旧学校施設解体撤去業務の完成確認及び完成確認通知の交付）

- 1 市は、前条第4項に規定する書類の提出を受けた場合、旧学校施設の解体撤去が要求水準書等に規定された仕様を充足した状態にあることを確認する。
- 2 市は、前項の完成確認の結果、要求水準書等に定められた水準を満たしていない場合、事業者に対して必要な追加の作業を求め、又は改善要求を行うことができる。なお、当該追加作業及び改善にかかる費用は、事業者が負担する。
- 3 完成確認の方法は、以下のとおりとする。
 - (1) 市は、事業者又は解体撤去業務請負人等及び解体撤去工事監理者立会いのもとの、完成確認を実施する。
 - (2) 完成確認は、事業者が整備した施工記録及び解体撤去施工計画書との照合により実施する。
- 4 市は、第1項の事項につき確認し、かつ、事業者が、自己又は解体撤去業務請負人等をして別紙8の様式において解体撤去完成書類を市に対して提出した場合、事業者に対して完成確認通知書を遅滞なく交付する。
- 5 市による完成確認通知書の交付を理由として、市は旧学校施設の解体撤去業務の全部又は一部について責任を負担しない。

第58条（旧学校施設解体撤去業務における瑕疵担保）

- 1 市は、旧学校施設解体撤去業務の成果に瑕疵があるときは、事業者に対して、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、解体撤去工事完了日から2年以内に行わなければならない。ただし、事業者が当該瑕疵を知っていたとき、又はその瑕疵が事業者の故

意若しくは重大な過失によるものである場合には、解体撤去工事完了日から10年間、当該請求を行うことができる。

- 3 事業者は、解体撤去業務請負人を使用する場合、当該解体撤去業務請負人をして、市に対し本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて連帯保証させるべく、別紙16の様式による保証書を差し入れさせる。

第59条（解体撤去工事完了予定日の変更）

- 1 事業者が、事業者の責めに帰すことのできない事由により、解体撤去工事完了予定日の延長を必要とし、その旨を市に請求した場合、延長期間を含め市と事業者が協議して決定する。
- 2 市が事業者に対して解体撤去工事完了予定日の変更を請求した場合、市と事業者は協議により当該変更の可否を定める。
- 3 前2項に基づき解体撤去工事完了予定日を変更する場合においては、市と事業者は協議により解体撤去工事完了予定日を定めるものとする。ただし、市と事業者の間において協議が調わない場合、市が合理的な解体撤去工事完了予定日を定め、事業者はこれに従わなければならない。

第60条（解体撤去工事完了日の遅延に伴う費用負担）

- 1 市の責めに帰すべき事由により、解体撤去工事完了日が解体撤去工事完了予定日より遅延した場合には、市は、当該遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する金額を事業者に対して支払う。
- 2 事業者の責めに帰すべき事由により解体撤去工事完了日が解体撤去工事完了予定日より遅延した場合、事業者は、解体撤去工事完了予定日から解体撤去工事完了日までの期間（両端日を含む。）において、別紙10に定める旧学校施設解体撤去業務費用等の総額に本事業契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に定める率を乗じて計算した遅延損害金を支払う。
- 3 法令の変更又は不可抗力により、解体撤去工事完了日が解体撤去工事完了予定日より遅延した場合には、当該遅延に起因して事業者が生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、第11章又は第12章に従う。

第7章 サービス購入費の支払い

第61条（設計・建設業務に対するサービス購入費の支払）

- 1 市は、事業者の遂行する設計・建設業務に関し、別紙10に従って算定される設計・建設業務費用等及びこれにかかる割賦利息を、同別紙記載の支払方法に従って、事業者に対し、維持管理期間中、サービス購入費のうちの設計・建設業務に対するサービス購入費として支払う。
- 2 前項に定める設計・建設業務に対するサービス購入費の各支払予定日までに、本件施設の引渡しが行われていない場合、市は、当該引渡しまでは前項の支払をすることを要しない。

第62条（設計・建設業務に対するサービス購入費の減額支払）

市の行為（市の請求に基づく設計書類の変更を含む。）、法令の変更又は不可抗力により設計・建設業務に係る費用が減少した場合、市はその減少費用を設計・建設業務に対するサービス購入費から減額することができる。

第63条（維持管理業務に対するサービス購入費の支払）

市は、事業者の遂行する本件施設の維持管理業務に関し、第78条に基づくモニタリングを実施して要求水準書等に定められた要求水準の達成状況を確認した上、かかるサービス提

供のサービス購入費として別紙10に従って算定される維持管理業務費用相当額を、同別紙記載の支払方法で、本件施設の維持管理期間中毎年半期毎に、事業者に対してサービス購入費のうち、維持管理業務に対するサービス購入費として支払う。なお、維持管理業務にかかる光熱水費は市が実費を負担する。

第64条（維持管理業務に対するサービス購入費の減額）

- 1 市の行為（市の請求に基づく要求水準の変更を含む。）、事業者の行為（引渡の遅延に伴う維持管理期間の短縮を含む。）、法令の変更又は不可抗力により維持管理業務に係る費用が減少した場合、市はその減少費用を維持管理業務に対するサービス購入費から減額することができる。
- 2 第78条に基づくモニタリングの結果、維持管理について、要求水準書等に記載された市が求める水準を満たしていない事項が存在することが市に判明した場合、市は別紙11に記載する手続に基づいて維持管理業務に対するサービス購入費から減額する。
- 3 事業者が市に提出した別紙11に記載する業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は、市に対して、当該虚偽記載がなければ市が別紙11に従って減額し得た金額を返還しなければならない。

第65条（解体撤去業務に対するサービス購入費の支払）

- 1 市は、事業者の遂行する旧学校施設解体撤去業務に関し、別紙10に従って算定される旧学校施設解体撤去業務費用等及びこれにかかる割賦利息を、同別紙記載の支払方法に従って、事業者に対し、旧学校施設解体撤去業務期間経過後の維持管理期間中、サービス購入費のうちの旧学校施設解体撤去業務に対するサービス購入費として支払う。
- 2 前項に定める旧学校施設解体撤去業務に対するサービス購入費の各支払予定日までに、第~~5-6-57~~条第4項に基づき完成確認通知書の交付を受けていない場合、市は、当該完了までは前項の支払をすることを要しない。

第66条（解体撤去業務に対するサービス購入費の減額支払）

市の行為（市の請求に基づく設計書類の変更を含む。）、法令の変更又は不可抗力により旧学校施設解体撤去業務に係る費用が減少した場合、市はその減少費用を旧学校施設解体撤去業務に対するサービス購入費から減額することができる。

第67条（金利の変動又は物価の変動によるサービス購入費の見直し）

物価の変動がある場合、市と事業者は、別紙10に定めるところに従い、サービス購入費の見直しを行う。なお、金利の変動によるサービス購入費の見直しは行なわない。

第8章 契約期間及び契約の終了

第1節 契約期間

第68条（契約期間）

- 1 本事業契約は、契約締結日から効力を生じ、平成37年3月31日をもって終了する。
- 2 事業者は、前項の契約期間中、要求水準書等に定められた要求水準を満たす状態に保持する義務を負う。
- 3 事業者は、契約終了にあたっては、市に対して、要求水準書等記載の業務その他それに付随する業務のために本件施設を市が継続使用できるよう本件施設の維持管理業務に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた維持管理業務に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。

- 4 市は、契約期間満了の1年前から6ヶ月前の間に、契約期間終了時において要求水準書等に定められた要求水準が満たされるか判断するために、別途協議により定められた事項について終了前検査を行う。本件施設及び本件施設内の設備の状態が要求水準書等に定められた要求水準を満たしていないことが判明した場合、市は事業者にこれを通知し、事業者は速やかにこれを修繕する。事業者がかかる修繕を行わなかった場合、又は、事業者の行った修繕では要求水準書等に定められた要求水準を満たさない場合、市は、サービス購入費の支払を留保することができ、かつ、事業者は、市の請求により、要求水準書等に定められた要求水準を満たすために必要な修繕費用を市に支払う。
- 5 事業者は、契約期間満了の6ヶ月前までに、契約期間満了後の本件施設、本件施設内の設備の修繕・更新の必要性について調査を行い、これを市に報告する。

第2節 事業者の債務不履行等による契約解除

第69条（事業者の債務不履行等による契約解除）

次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して通知した上で、本事業契約を解除することができる。

- (1) 事業者が本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) 事業者にかかる破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他第三者（事業者の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (3) 事業者が、本事業契約に基づき市に対して提出した報告書に虚偽記載を行ったとき。
- (4) 基本協定書の当事者（市を除く。以下本条において同じ。）が、本事業契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に基づき排除措置命令を受け、同法第49条第7項により排除措置命令が確定したとき、当該排除命令を受けたものが同法第49条第6項に基づく審判請求を行った場合において、当該審判請求が第66条第1項の規定に従い審決で却下され、同条第2項の規定に従い審決で棄却され、若しくは同条第3項の規定に基づき当該排除措置命令にかかる違反事実が存在したことを内容とする審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき、又は、同法第49条第1項に基づく排除措置命令を受けた者が同法第49条第6項に基づき審判請求を行った場合において、その者が同法第52条第4項の規定に従い当該審判請求を取り下げ、同条第5項の規定に従い当該排除措置命令が確定したとき
- (5) 基本協定書の当事者が、本事業契約に関して、独占禁止法第50条第1項により課徴金納付命令を受け、同法第5項により当該課徴金納付命令が確定したとき、当該課徴金納付命令を受けた者が同法第50条第4項に基づき審判請求を行った場合において、当該審判請求が第66条第1項の規定に従い審決で却下され、同条第2項の規定に従い審決で棄却され、若しくは同条第3項の規定に基づく審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき、又は同法第50条第1項に基づく課徴金納付命令を受けた者が第50条第4項に基づき審判請求を行った場合において、その者がその者が同法第52条第4項の規定に従い当該審判請求を取り下げ、同条第5項の規定に従い当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (6) 基本協定書の当事者が、本事業契約に関して、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、棄却し、又は独占禁止法の違反事実が存在したことを内容とする判決が確定したとき。

- (7) 基本協定書の当事者又はその代表者、役員、使用人その他の従事者について、本事業契約に関して、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき、代表企業若しくは構成企業又は代表企業若しくは構成企業のいずれかの代表者、役員若しくは使用人について、独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本事業契約に違反し、若しくは表明保証が真実でなく、その違反若しくは不実により本事業契約の目的を達することができないと市が認めたとき、又は事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難であると市が認めたとき。ただし、要求水準を満たしていない場合の契約終了の手続は別紙11に従う。

第70条（本件施設引渡し前の解除）

- 1 本事業契約締結日以後、本件引渡日までの間において、事業者の責めに帰すべき事由により、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、市は、事業者に対して通知した上で本事業契約を解除することができる。
- (1) 事業者が、本件日程表に記載された工事開始日を過ぎても本件工事を開始せず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して市が満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (2) 本件引渡予定日経過後、相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかに存在しないと市が認めたとき。
- 2 本件引渡日前に前条（第3号を除く。）又は前項により本事業契約が解除された場合、事業者は、別段の合意がない限り、市に対して、別紙10に定める設計・建設業務費用等の総額の10%に相当する金額を違約金として支払う。ただし、市が第80条に基づく履行保証保険金を受領した場合又は保証事業会社若しくは金融機関の保証の履行を受けた場合にはこれを違約金に充当する。また、市は、本件施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができ、当該出来形部分の買受代金と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。この場合、市は、相殺後の残額を、市の選択により①解除前の支払スケジュールに従って、②支払時点までの金利を付した上で一括払いにより、又は③残存期間を超えない範囲で市が選択する分割支払スケジュールによって支払う。市と事業者は、当該①、②又は③の場合に付される金利について協議を行う。
- 3 市が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 4 第2項に基づき市が本件施設の出来形部分を買受けない場合、事業者は自らの責任と費用負担において、本件土地について原状回復を行わなければならない。

第71条（本件施設引渡し以後の解除）

- 1 本件引渡日以降において、事業者の責めに帰すべき事由により、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、市は事業者に対して相当の期間を定めて事業者において当該違反行為を治癒すべき旨を通知する。この場合、当該相当期間中にかかる違反行為が治癒されないときには、事業者に対して通知をした上で本事業契約を解除することができる。当該解除にかかわらず、市は、本件施設の所有権を保持する。
- (1) 事業者が本件施設について、連続して30日以上又は1年間において60日以上にわたり、要求水準書等、維持管理業務仕様書及び業務計画書に従った維持管理業務を行わないとき。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難となったとき。
- 2 本件引渡日以後、解体撤去工事完了日までの間において、事業者の責めに帰すべき事由に

より、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、市は、事業者に対して通知した上で本事業契約、又は本事業契約のうち旧学校施設解体撤去業務にかかる部分を解除することができる。当該解除にかかわらず、市は、本件施設の所有権を保持する。

- (1) 事業者が、本件日程表に記載された解体撤去工事開始日を過ぎても解体撤去工事を開始せず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して市が満足すべき合理的説明がなされないとき。
 - (2) 解体撤去業務期間経過後、相当の期間内に解体撤去業務を完了する見込みが明らかに存在しないと市が認めたとき。
- 3 本件引渡日以後、解体撤去工事完了日までの間において、第69条、第1項又は前項により本事業契約が解除された場合、事業者は別紙10に定める維持管理業務費用相当額の一年間分の総額、及び旧学校施設解体撤去費用等の総額の合計額の10%に相当する違約金を市に支払わなければならない。ただし、市が第80条に基づく履行保証保険金を受領した場合又は保証事業会社若しくは金融機関の保証の履行を受けた場合にはこれを違約金に充当する。なお、市は、サービス購入費のうち別紙10に定める設計・建設業務費用等の残額及び解体撤去工事の出来形部分が存在する場合であって、これを検査の上合格した部分に相当する代金を、市の選択により①解除前の支払スケジュールに従って、②支払時点までの金利とともに一括払いにより、又は③残存期間を超えない範囲で市が選択する分割支払スケジュールによって支払う。市と事業者は、当該①、②又は③の場合に付される金利について協議を行う。また、市はかかる契約解除日までに事業者が履行した維持管理業務に対するサービス購入費を支払う。
- 4 解体撤去工事完了日以降において、第69条又は第1項により本事業契約が解除された場合、事業者は別紙10に定める維持管理業務費用相当額の一年間分の総額の10%に相当する違約金を市に支払わなければならない。ただし、市が第80条に基づく履行保証保険金を受領した場合又は保証事業会社若しくは金融機関の保証の履行を受けた場合にはこれを違約金に充当する。なお、市は、サービス購入費のうち別紙10に定める設計・建設業務費用等及び旧学校施設解体撤去業務費用等の残額を、市の選択により①解除前の支払スケジュールに従って、②支払時点までの金利とともに一括払いにより、又は③残存期間を超えない範囲で市が選択する分割支払スケジュールによって支払う。市と事業者は、当該①、②又は③の場合に付される金利について協議を行う。また、市はかかる契約解除日までに事業者が履行した維持管理業務に対するサービス購入費を支払う。
- 5 市が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。

第72条（解体撤去工事のみの解除）

- 1 本件引渡日以後、解体撤去工事完了日までの間において、第71条第2項により本事業契約のうち旧学校施設解体撤去業務にかかる部分のみが解除された場合、事業者は、別段の合意がない限り、市に対して、別紙10に定める旧学校施設解体撤去業務費用等の総額の10%に相当する金額を違約金として支払う。ただし、市が第80条に基づく履行保証保険金を受領した場合又は保証事業会社若しくは金融機関の保証の履行を受けた場合にはこれを違約金に充当する。また、市は、解体撤去工事の出来形部分が存在する場合、これを検査の上合格した部分に相当する代金を支払うものとし、当該出来形部分の代金と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。この場合、市は、相殺後の残額を、市の選択により①解除前の支払スケジュールに従って、②支払時点までの金利を付した上で一括払いにより、又は③残存期間を超えない範囲で市が選択する分割支払スケジュールによって支払う。市と事業者は、当該①、②又は③の場合に付される金利について協議を行う。
- 2 市が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。

第3節 市の債務不履行による契約解除

第73条（市の債務不履行による契約解除）

- 1 市が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、市が事業者による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は本事業契約を解除することができる。
- 2 本件引渡日より前に前項により本事業契約が解除された場合、市は、本件施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができる。この場合、市は、買受代金を、市の選択により①解除前の支払スケジュールに従って、又は②支払時点までの金利を付した上で一括払いにより支払う。
- 3 本件引渡日以後、解体撤去工事完了日までの間において、第1項により本事業契約が解除された場合、市は、サービス購入費のうち別紙10に定める設計・建設業務費用等の残額及び解体撤去工事の出来形部分が存在する場合であって、これを検査の上合格した部分に相当する代金を、市の選択により①解除前の支払スケジュールに従って、又は②支払時点までの金利とともに一括払いにより支払う。また、市はかかる契約解除日までに事業者が履行した維持管理業務に対するサービス購入費を支払う。なお、当該解除にかかわらず、市は、本件施設の所有権を保持する。
- 4 解体撤去工事完了日以降において、第1項により本事業契約が解除された場合、市は、サービス購入費のうち別紙10に定める設計・建設業務費用等及び旧学校施設解体撤去業務費用等の残額を、市の選択により①解除前の支払スケジュールに従って、又は②支払時点までの金利とともに一括払いにより支払う。また、市はかかる契約解除日までに事業者が履行した維持管理業務に対するサービス購入費を支払う。なお、当該解除にかかわらず、市は、本件施設の所有権を保持する。
- 5 前3項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、事業者が前3項記載の金額以上に市に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。

第4節 法令変更による契約解除

第74条（法令変更による契約の解除）

- 1 第81条第2項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令変更により、市が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議の上、本事業契約の全部を解除することができる。
- 2 本件引渡日より前に前項により本事業契約が解除された場合、市は、本件施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができる。この場合、市は、買受代金を、市の選択により①解除前の支払スケジュールに従って、又は②支払時点までの金利を付した上で一括払いにより支払う。市と事業者は、当該①又は②の場合に付される金利について協議を行う。
- 3 本件引渡日以後、解体撤去工事完了日までの間において、第1項により本事業契約が解除された場合、市は、サービス購入費のうち別紙10に定める設計・建設業務費用等の残額及び解体撤去工事の出来形部分が存在する場合であって、これを検査の上合格した部分に相当する代金を、市の選択により①解除前の支払スケジュールに従って、又は②支払時点までの金利とともに一括払いにより支払う。市と事業者は、当該①又は②の場合に付される金利について協議を行う。また、市はかかる契約解除日までに事業者が履行した維持管理業務に対するサービス購入費を支払う。なお、当該解除にかかわらず、市は、本件施設の所有権を保持する。

- 4 解体撤去工事完了日以降において、第1項により本事業契約が解除された場合、市は、サービス購入費のうち別紙10に定める設計・建設業務費用等及び旧学校施設解体撤去業務費用等の残額を、市の選択により①解除前の支払スケジュールに従って、又は②支払時点までの金利とともに一括払いにより支払う。市と事業者は、当該①又は②の場合に付される金利について協議を行う。また、市はかかる契約解除日までに事業者が履行した維持管理業務に対するサービス購入費を支払う。なお、当該解除にかかわらず、市は、本件施設の所有権を保持する。
- 5 第3項及び第4項の場合において、市は、事業者が維持管理業務を終了させるために要した費用を負担し、その支払方法については市及び事業者が協議により決する。

第5節 不可抗力による契約解除

第75条 (不可抗力による契約解除)

- 1 第83条第2項の協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における不可抗力により、市が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議の上、本事業契約の全部を解除することができる。
- 2 本件引渡日より前に前項により本事業契約が解除された場合、市は、本件施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができる。この場合、市は、買受代金を、市の選択により①解除前の支払スケジュールに従って、又は②支払時点までの金利を付した上で一括払いにより支払う。市と事業者は、当該①又は②の場合に付される金利について協議を行う。
- 3 本件引渡日以後、解体撤去工事完了日までの間において、第1項により本事業契約が解除された場合、市は、サービス購入費のうち別紙10に定める設計・建設業務費用等の残額及び解体撤去工事の出来形部分が存在する場合であって、これを検査の上合格した部分に相当する代金を、市の選択により①解除前の支払スケジュールに従って、又は②支払時点までの金利とともに一括払いにより支払う。市と事業者は、当該①又は②の場合に付される金利について協議を行う。また、市はかかる契約解除日までに事業者が履行した維持管理業務に対するサービス購入費を支払う。なお、当該解除にかかわらず、市は、本件施設の所有権を保持する。
- 4 解体撤去工事完了日以降において、第1項により本事業契約が解除された場合、市は、サービス購入費のうち別紙10に定める設計・建設業務費用等及び旧学校施設解体撤去業務費用等の残額を、市の選択により①解除前の支払スケジュールに従って、又は②支払時点までの金利とともに一括払いにより支払う。市と事業者は、当該①又は②の場合に付される金利について協議を行う。また、市はかかる契約解除日までに事業者が履行した維持管理業務に対するサービス購入費を支払う。なお、当該解除にかかわらず、市は、本件施設の所有権を保持する。
- 5 第3項及び第4項の場合において、市は、事業者が維持管理業務を終了させるために要した費用を負担し、その支払方法については市及び事業者が協議により決する。

第6節 事業関係終了に際しての処置

第76条 (事業関係終了に際しての処置)

- 1 事業者は、本事業契約が終了した場合において、本件施設内(事業者のために設けられた控室等を含む。)に事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件(維持管理受託者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合においては、事業者は、市の処置について異議を申し出ることができず、また、市が処置に要した費用を負担する。
- 3 事業者は、本事業契約が終了した場合において、その終了事由の如何にかかわらず、直ちに、市に対し、本件施設を維持管理するためにすべての必要な資料を引き渡さなければならない。

第77条（終了手続の負担）

事業関係終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用及び事業者の清算に伴う評価損益等については、事業者がこれを負担する。

第7節 モニタリング及び要求水準未達成に関する手続

第78条（モニタリング及び要求水準未達成に関する手続）

- 1 市は、事業者による要求水準に適合した本件事業の遂行を確保するため、別紙11に基づき、本件事業の各業務につきモニタリングを行う。
- 2 モニタリングの結果、事業者による本件事業の遂行が要求水準を満たさないと市が判断した場合には、市は、別紙11に従って、本件事業の各業務につき改善要求措置を行う。
- 3 モニタリングにかかる費用のうち、本条及び別紙11において事業者の義務とされているものを除く部分は、市の負担とする。
- 4 事業者は、何らかの事由で本件事業に関し、要求水準を満たしていない状況が生じ、かつ、これを事業者自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を直ちに市に対して報告・説明しなければならない。
- 5 市は、モニタリングの実施を理由として、本事業契約に基づき事業者が行う業務の全部又は一部について、何らの責任を負うものではない。

第9章 表明・保証及び誓約

第79条（事業者による事実の表明・保証及び誓約）

- 1 事業者は、市に対して、契約締結日現在において、次の各号の事実を表明し、保証する。
 - (1) 事業者が、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本事業契約を締結し、及び本事業契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
 - (2) 事業者による本事業契約の締結及び履行は、事業者の目的の範囲内の行為であり、事業者が本事業契約を締結し、履行することにつき法令上及び事業者の社内規則上要求されている一切の手続を履行したこと。
 - (3) 本事業契約の締結及び本事業契約に基づく義務の履行が事業者に適用のある法令に違反せず、事業者が当事者であり、若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
 - (4) 本事業契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある事業者の債務を構成し、本事業契約の規定に従い強制執行可能な事業者の債務が生じること。
- 2 事業者は、本事業契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の各号の事項を市に対して誓約する。
 - (1) 本事業契約を遵守すること。

- (2) 事業者は、市の事前の承諾なしに、本事業契約上の地位及び権利義務並びに本件事業等について市との間で締結した契約に基づく契約上の地位及び権利義務について、これを譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
 - (3) 市の事前の承認なしに、定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織変更を行わないこと。
- 3 市が前項第2号の承諾を与える場合には、以下の各号の条件を付すことができる。
- (1) 市は、本契約に基づきサービス購入費の減額ができること。
 - (2) 市が事業者に対して本契約に基づく金銭支払請求権（違約金請求権及び損害賠償請求権を含む。）を取得した場合には、当該請求権相当額をサービス購入費から控除できること。

第10章 保証

第80条（契約保証金）

- 1 事業者は、以下の第1号ないし第3号の合計金額の契約保証金を以下の規定にしたがって納付する。
 - (1) 別紙10に定める設計・建設業務費用等の総額の10%以上
 - (2) 別紙10に定める維持管理業務費用相当額の年間分の総額の10%以上
 - (3) 別紙10に定める旧学校施設解体撤去業務費用等の総額の10%以上
- 2 前項の規定による契約保証金の納付は、第3項及び第4項の定めに従って次に掲げる担保の提供をすることをもって行う。
 - (1) 事業者が、本契約の履行のために設計受託者、工事監理者、工事請負人及び解体撤去業務請負人と締結する契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
 - (2) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金及び違約金の支払を保証する銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
- 3 前項に基づき保証事業会社又は金融機関の保証を担保とし提供する場合、本事業契約締結日から調査・設計・建設期間の終了日まで第1項第1号に規定する金額以上の、維持管理期間は第1項第2号に規定する金額以上の、及び旧学校施設解体撤去業務期間は第1項第3号に規定する金額以上の保証をそれぞれ必要とするが、維持管理期間に対応する付保については、事業年度毎に更新することにより空白の期間がないものとする。
- 4 第2項第1号に基づき保証事業会社との保証契約を締結した場合には、当該保証契約締結後、直ちに、その保証請求権及び保証の対象となる事業者の有する債権に、市のために第70条第2項、第71条第3項、同第4項及び第72条第1項の違約金支払債務を被担保債務とする第1順位の質権を設定し、有効な対抗要件を具備したうえで、保証証券を市に提出しなければならない。
- 5 第1項の契約保証金は、第1項の金額を保証金額として、事業者が自らの責任及び費用負担において、次項の定めに従って、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合これを免除する。
- 6 事業者は、前項に基づく履行保証保険契約について、本事業契約締結日から調査・設計・建設期間の終了日まで第1項第1号に規定する金額以上を、維持管理期間は第1項第2号に規定する金額以上を、旧学校施設解体撤去業務期間は第1項第3号に規定する金額以上を、それぞれ付保することを必要とするが、維持管理期間に対応する付保については、事業年度毎に更新することにより空白の期間がないものとする。
- 7 事業者は、第5項の規定に基づき履行保証保険契約を締結した場合又は締結させた場合に

は、履行保証保険契約の締結後、直ちに当該履行保証保険証券の原本を市に提出しなければならない。

第11章 法令変更

第81条（通知の付与及び協議）

- 1 事業者は、本事業契約の締結日以降に法令が変更されたことにより、本事業を要求水準書等で提示された条件に従って遂行できなくなった場合、その内容の詳細を直ちに市に対して通知しなければならない。この場合において、市及び事業者は、当該通知以降、本事業契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、市及び事業者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該法令変更に対応するために、速やかに本件施設の設計及び建設、本件引渡予定日、解体撤去工事完了予定日、本事業契約等の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から60日以内に本事業契約等の変更について合意が成立しない場合は、市が法令変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

第82条（法令変更による増加費用・損害の扱い）

法令変更により、設計・建設業務、維持管理業務及び旧学校施設解体撤去業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙12に従う。

第12章 不可抗力

第83条（通知の付与及び協議）

- 1 事業者は、不可抗力により、本事業を要求水準書等で提示された条件に従って遂行できなくなった場合、その内容の詳細を直ちに市に通知しなければならない。この場合において、事業者及び市は、通知が発せられた日以降、当該不可抗力による履行不能の範囲において、本事業契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、事業者及び市は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本件施設の設計及び建設、本件引渡予定日、解体撤去工事完了予定日、本事業契約等の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から60日以内に本事業契約等の変更について合意が成立しない場合は、市が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

第84条（不可抗力による増加費用・損害の扱い）

不可抗力により、設計・建設業務、維持管理業務及び旧学校施設解体撤去業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙13に従う。

第85条（不可抗力による第三者に対する損害の扱い）

不可抗力により、設計・建設業務、維持管理業務及び旧学校施設解体撤去業務につき、第三者に損害が発生した場合、当該損害（ただし、第17条第3項又は第44条第3項に基づ

き事業者、維持管理受託者等が加入した保険等によりてん補された部分を除く。)の負担は別紙13に従う。

第13章 その他

第86条 (公租公課の負担)

本事業契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課はすべて事業者の負担とする。市は、事業者に対してサービス購入費並びにこれに対する消費税相当額(消費税(消費税法(昭和63年法律第108号)に定める税をいう。)及び地方消費税(地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節に定める税をいう。)相当額をいう。)を支払うほか、本事業契約に関連するすべての公租公課について本事業契約に別段の定めのある場合を除き負担しない。本事業契約締結時点で市及び事業者に予見不可能であった新たな公租公課の負担が事業者に発生した場合には、その負担については、市と事業者で協議を行う。

第87条 (協議)

本事業契約において、両当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、市及び事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。

第88条 (融資団との協議)

市は、本件事業に関して事業者に融資する融資団との間において市が本事業契約に基づき事業者に損害賠償を請求し、また契約を終了させる際の融資団への事前通知、協議に関する事項並びに担保権の設定及び実行につき協議し、本事業契約とは別途定める。

第89条 (第三者割り当て)

- 1 事業者は、事業者の株主又は出資者(匿名組合出資及び優先出資をした者を含む。)以外の第三者に対し新株を割り当てるときは、事前に市の承諾を得、また、かかる場合、事業者は、新株の割当てを受ける者をして、市に対して、速やかに別紙14の様式及び内容の誓約書を提出させる。
- 2 事業者は、契約期間の終了に至るまで、構成企業が事業者の発行済み株式総数の過半数を保持するよう新株を発行する。

第90条 (財務書類の提出)

事業者は、契約締結日以降、契約期間の終了に至るまで、事業年度の最終日より3ヶ月以内に、会社法(平成17年法律第86号)上の大会社に準じた公認会計士又は監査法人の監査済の財務書類(会社法第435条第2項に規定される計算書類及びこれらの附属明細書をいう。)及び年間業務報告書を市に提出し、かつ、市に対して監査報告及び年間業務報告を行う。なお、市は当該監査済財務書類及び年間業務報告書を公開することができる。

第91条 (秘密保持)

- 1 市及び事業者は、互いに本件事業に関して知り得た相手方の秘密を相手方、自己若しくは相手方の代理人若しくはコンサルタント又は本事業にかかる融資契約の貸付人、その代理人若しくはコンサルタント以外の第三者に漏らし、又は本事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、市又は事業者が法令に基づき開示する場合はこの限りではない。
- 2 事業者は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)、旭川市個人情報保護条例(平成17年旭川市条例第8号)その他個人情報の保護に関する全ての関係諸法令を遵守し、本件事業の業務を遂行するに際して知り得た個人のプライバシーに関わる事実を漏洩してはならない。事業者は、旭川市個人情報保護条例及び市の定めるその他個人情報保護

に関わる基準に合致する個人情報の安全管理体制を整備し、これを維持する。

- 3 事業者は、本契約の履行のため、業務を委託した者（設計受託者、工事請負人等、工事監理者、解体撤去工事監理者、維持管理受託者、解体撤去業務請負人等を含むが、これに限られない。以下「業務受託者」という。）に対して秘密情報の取扱いを再委託する必要がある場合は、当該業務受託者に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させるものとし、当該業務受託者をして、本条に規定する秘密及びプライバシーに関わる事実を漏洩しない旨の確約書を市に差し入れさせる。
- 4 事業者若しくは業務受託者が前2項の義務に違反したこと、又は、事業者若しくは業務受託者の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏えい等の事故が発生したことによって、市が損害を被った場合、事業者は市に対しその損害を賠償するとともに、市が必要と考える措置をとらなければならない。

第14章 雑則

第92条（請求、通知等の様式その他）

- 1 本事業契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承諾、承認、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除は、書面により行わなければならない。なお、市及び事業者は、かかる請求等のあて先を各々相手方に対して別途通知する。
- 2 本事業契約の履行に関して市と事業者の間で用いる計量単位は、設計書類に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定める。
- 3 契約期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 4 本事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

第93条（延滞利息）

市又は事業者が本事業契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、市又は事業者は未払い額につき延滞日数に応じ、本事業契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に定める率で計算した額の延滞利息を相手方に支払わなければならない。

第94条（解釈等）

- 1 市と事業者は、本事業契約とともに、入札説明書、要求水準書、本件入札に対する質問及び回答書、入札説明書に記載の市の指定する様式に従い作成され、入札時に提出した入札書、提案書類、基本協定書及び設計書類に定める事項が適用されることを確認する。
- 2 本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合、市と事業者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。
- 3 要求水準書等の間に齟齬がある場合、本事業契約、基本協定書、入札説明書、要求水準書、提案書類の順にその解釈が優先する。ただし、提案書類の内容が要求水準書で示された水準を超えている場合には、当該部分については提案書類が要求水準書に優先する。また、要求水準書等に定めがない場合、本件入札に関する質問及び回答書のうち事業契約書（案）にかかる部分に基づき解釈し、当該解釈は提案書類に優先する。
- 4 入札説明書の各資料間で記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、市及び事業者は、協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。

第95条（準拠法）

本事業契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

第96条（管轄裁判所）

本事業契約に関する紛争については、旭川地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。